

重要なお知らせ

平成31年2月
JAバンク新潟県信連

長い間ご使用になっていない貯金通帳・証書について

お預入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引のない状態となっている貯金がございますか。

当会では、このような貯金も引き続きお預かりしています。所定の手続のうえでお引出しすることができますので、貯金通帳・証書とお取引印など、いま一度ご確認をお願いいたします。

なお、残高1万円以上の貯金については、お取引のない状態がおよそ10年になると、郵送によるお知らせをしています。

また、休眠預金等活用法にもとづく休眠預金となった場合でも、引き続き当会にてお引出しすることができます。お引出しの際は、窓口でのお手続が必要になります。もし、貯金通帳・証書やお取引印が見当たらない場合は、ご本人を確認できる資料や口座番号がわかる資料等が必要となります。

詳しくは当会窓口にご照会・ご相談ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

JAバンク新潟県信連営業部

TEL：025-230-2141

お問い合わせ時間：平日（月～金） 9：00～17：00

※祝日は除きます。

